



ポピー

W
Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集 発 行 人

パワーアライアンス税理士法人
税理士 若 杉 治

〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

10月

(神無月) OCTOBER

10日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

ワンポイント 国税のクレジットカード納付

地方税ではすでに行われているパソコン等によりインターネットを利用（WEB画面上で納付情報を入力）して、クレジットカードで納付する制度が、国税でも平成29年1月4日以後の納付からできることになりました。納付書で納付できる全ての国税（税額1,000万円未満）が対象となります。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日
- 国 税／8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告
(7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)



ベンチャー・チャレンジ 2020

2020年に向けた取り組み

政府は、世界市場に挑戦できるようなベンチャー企業が生まれ続ける仕組み作りのための政策の方向性をまとめた「ベンチャー・チャレンジ2020」を決定しました。ベンチャー・チャレンジ2020では特に、「地域と世界を直結する」とこと、「大学や研究機関、大企業などの潜在力を最大限發揮する」とことの実現を重視しています。

基本的な考え方

今や世界では、IoTやビッグデータ、人工知能といったものが急速に進展し、ビジネスや社会の在り方が劇的に変化しつつあります。陳腐化も早いとはいうものの、斬新なアイデアや技術によって爆発的な成長も期待できます。世界では高度な技術による製品開発や課題解決について、研究開発の重心は大企業からベンチャーへと移りつつあります。ベンチャーは迅速で大胆な挑戦が可能であり、次世代の経済成長の中核となりうる存在といえるでしょう。

日本をみると、少子高齢化によって社会保障費の増大と労働力不足、環境やエネルギーの制約といった課題が山積しています。これらの課題を解決することが世界共通の社会課題の解決に貢献することになり、そ

のためにはベンチャー支援が欠かせないといえるでしょう。

ベンチャー支援に対する課題

これまでに政府は、1995年のストックオプションの導入や1997年のエンジェル税制の導入、2006年の新会社法による最低資本金規制の撤廃など、20年以上にわたってベンチャー支援対策を行ってきました。しかし、起業家や起業予定者の動向を示す起業活動指数は先進国の中で最下位周辺に位置し、ベンチャーキャピタルの投資額をアメリカと比較しても対GDP比で7分の1以下の資金しか供給されていません。

ただし、最近では明るい兆しも見え始めており、新規株式公開企業数が6年連続で増加したり、大学の研究成果を活かしたベンチャー企業も出てきたりしています。

例えば、ミドリムシを活用した栄養価が高い機能性食品や航空機のバイオ燃料などを開発するユーグレナは、2005年に設立された東京大学発のベンチャーです。2015年には第1回日本ベンチャー大賞(内閣総理大臣賞)を受賞しています。また、がん細胞をピンポイントで攻撃できる創薬技術を実用化したペプチドリームは、10年で時価総額が2,000億円を超える企業に成長して

います。

ベンチャー・エコシステム

アメリカのシリコンバレーでは、「ベンチャー・エコシステム」が形成されています。これは起業家や起業支援者・大学・研究機関・金融機関などが結びついて、新たな技術やビジネスモデルを用いたベンチャーを生み出し、それがまた優れた人材や技術・資金を呼び込み発展するといった、企業の創出→成長→成熟→再生の過程が循環する仕組みのことです。このような仕組みは、シンガポールや台湾などでも形成されつつあります。

日本では、まだこのようなベンチャー・エコシステムはありません。しかし、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに合わせて、世界中から一流の起業家やベンチャーキャピタルなどを招いてビジネスマッチングなどを行う「グローバル・ベンチャーサミット(仮称)」を開催する予定です。このイベントをきっかけに、ベンチャー・イノベーションを支えるヒト・モノ・カネ・情報についての世界ネットワークのハブとして日本が位置づけられる姿を目指しています。

参考：ベンチャー・チャレンジ2020パンフレット(日本経済再生本部 2016年4月発行)

経営所得安定対策とは……

平成22年度に、農業や農村の再生を目指して、農畜産物の標準的な生産費と販売価格との差額を交付金として農家ごとに支払い、所得を補償する「農業者戸別所得補償制度」が始まりました。これは、当時の民主党政権で導入された政策ですが、平成24年に自民党と公明党の連立政権に交代したのに伴って、「経営所得安定対策」と名称が変更されました。

経営所得安定対策には、大きく「ゲタ対策」と「ナラシ対策」があります。ゲタ対策は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金です。一方のナラシ対策は、農業経営のセーフティネット対策です。

ゲタ対策……………

国産の農作物のうち、麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねについては、諸外国と比べて不利な生産条件となっています。そこでこれらの生産や販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を支給しています。これを「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」といいます。

ゲタ対策は、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本としています。その上で、営農を継続するために必要最低限の額を面積払として交付しています。面積払は、数量払の内金とし

経営所得安定対策



て先払いされます。

数量払は、対象作物ごとに全国一律の平均交付単価が決められています。実際に交付される単価は、作物の品質によって増減されます。なお、ビール用麦や黒大豆、種子用として生産されるものなど、対象とされない作物もあります。また、てん菜やでん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象となっています。

面積払は、当年度の作付面積に応じて交付されるもので、そばは10㍻当たり1.3万円、その他の作物は10㍻当たり2万円です。数量払の際に、面積払の交付額が控除されて支払われることになっています。面積払を受けた農業者は、収量が市町村などで設定された基準単収の2分の1に満たない場合は、理由書を提出することになります。そこで自然災害などの合理的な

理由がない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還しなければいけません。

ナラシ対策……………

当年度の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合による影響を緩和するための保険的制度を「米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)」といいます。対象となる農作物は、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょです。

当年度の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされます。補てんの財源は、農業者と国が1:3の割合で負担することになっていますので、農業者が補てんを受けるためには積立金の拠出が必要です。

交付対象者……………

どちらの対策も、交付対象者は「認定農業者」「集落営農」「認定新規就農者」です。平成27年度からは、規模要件が廃止されました。

認定農業者になるためには、自らの農業の5年後の目標とその達成に向けた取組などを内容とする「農業経営改善計画」を作成します。一方、新規就農者になるためには、農業を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組などを内容とする「青年等就農計画」を作成します。どちらも、市町村が設定した水準に照らして適切なものである必要があります。また集落営農は、組織の規約の作成など一定の要件を満たす必要があります。

相続人関係図の公的証明書

相続の手続きを簡素化する「法定相続情報証明制度(仮称)」が新設されるようです。

相続があった場合、預金口座の解約や不動産登記の変更など、様々な手続きが必要です。その手続きの際に、被相続人や相続人の戸籍謄本など多くの書類を準備して、金融機関や法務局に提出する必要があります。

手続きが煩雑なため、資産価値の低い不動産やほとんど利用されていない預金口座は、名義を書き換えられていないケースも多くありました。山間部などで道路や宅地の造成をするときに、登記上の所有者と実際の所有者が違って、買収が進まないという弊害も起こっていました。

また、その書類が提出された金融機関などでは、その都度被相続人と相続人の関係に間違いがないかを確認する必要があり、金融機関などにとっても負担がかかっています。

ました。

新しい制度は、相続人の一人が相続関係図を作成し、相続人全員分の戸籍謄本など必要な書類を法務局に提出します。法務局は内容を確認した上で作成された関係図を公的な証明書として保管し、写しを発行することになります。発行された写しは、法務局や金融機関などで利用できるようになります。

作成する相続関係図には、被相続人と相続人全員の「氏名」「本籍」「住所」「生年月日」「続柄」「法定相続分」などを記載することになるようです。

年内にパブリックコメントを実施したうえで詳細を決定し、来年5月には運用の開始を目指すようです。

法務省では、この制度が運用されると相続人の負担が軽減されるので、相続登記が促進され、空き家など所有者が不明な不動産が解消されるのではないかと期待しています。

刑務所の文化祭

東京の府中刑務所では、毎年文化の日に「府中刑務所文化祭」が開催されます。

府中刑務所文化祭では、受刑者が刑務所作業で製作した家具や革靴などの販売や、府中刑務所職員によるバンド『デビルス』の生演奏など、様々なイベントが行われています。

中でも受刑者が作業を行う工場や浴場を見学できる「プリズンアドベンチャーツアー」は人気のイベントで、見学までに1時間待ちの状態になるようです。また、毎年即完売してしまう「府中刑務所特製パン」や、受刑者が食べているものを少し豪華にアレンジした「プリズン弁当」などもあります。

昨年、第40回を迎えた府中刑務所文化祭には、18,000人を上回る人が訪れています。午前10時の開場に向けて8時前から並んでいる人もいて、かなり盛況のようです。

自転車保険の義務化

自転車は免許がなくても気軽に乗れる乗り物ですが、無謀運転による事故などの問題も多くなっています。電動アシスト自転車普及していることから、スピードが出やすい自転車も増えており、ケガの重症化が問題になっていきます。自転車加害者となる交通事故によって、死亡や後遺障害を引き起こし、高額な賠償請求を受けたケースも

あります。このような現状を踏まえて、兵庫県では昨年四月から、大阪府では今年七月から、自転車を利用する人の賠償責任保険の加入を義務化する条例が施行されました。自転車の利用による交通事故で生じた他人の生命や身体障害を補償することができ、保険への加入を義務化するもので、自転車の購入や借り受けなどの際には、保険の加入の有無が確認されます。